

経済変動対策融資融資等一覧表

令和6年7月1日現在

融資名		融資対象	年利率	保証料率	貸付限度額 償還期間 (据置期間)
経済変動対策融資	経済危機・災害復旧関係 (セーフティネット保証4号) (令和6年6月末で市町村長が発行する認定書の申請受付終了)	新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者等 ※実施期間 令和2年3月2日～令和6年6月30日 ・新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号について、令和5年10月1日以降の市区町村に対する認定申請分から、その資金用途を借換に限定しています(新規融資資金のみでの利用は令和5年9月30日で終了)。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能です。	全部保証 1.4%	0.9%	設備 5,000万円 10年以内 (1年以内) 運転 5,000万円 10年以内 (1年以内) 一企業限度 5,000万円
	不況業種対策関係 (セーフティネット保証5号)	次のいずれかに該当する中小企業者等 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種で、 ① 最近3か月の売上高等が前年同期と比べ5%以上減少している者 ② 直近1か月の売上高等とその後の2か月の売上高等を含む3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少の見込まれる者(3か月の売上高等が算出可能となるまでの間に限る) ※指定期間 令和6年4月1日～令和6年6月30日 514業種指定 令和6年7月1日～令和6年9月30日 548業種指定	責任共有 償還期間 5年以内 1.3% 10年以内 1.5%	0.8%	運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)
	経営安定化特別関係	次のいずれかに該当する中小企業者等 ① 最近3か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少している者 ② 最近1か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が20%以上減少見込みの者	責任共有 1.6%	0.45%～1.9%	運転 2,000万円 10年以内 (1年以内)
	経営環境変動対策関係	最近3か月の売上高又は受注量が前年同期と比べ5%以上減少している中小企業者等	責任共有 償還期間 5年以内 1.5% 10年以内 1.7%	0.45%～1.9%	運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)
新型コロナ・物価高騰対応 経営再生融資 (令和6年6月30日まで) ※令和6年6月30日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものについては、保証書の有効期限内までご利用いただけます。	次のいずれかに該当する中小企業者等 ① セーフティネット保証4号の認定を受けた者 ② セーフティネット保証5号の認定を受けた者 ③ 次の(1)又は(2) i からviのいずれかに該当する者 (1) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること (2) i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること ④ 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと	責任共有 全部保証 1.6%	①・② 0.20% ③ 0.20% ～1.15%	設備 1億円 10年以内 (5年以内) 運転 1億円 10年以内 (5年以内) 一企業限度額 1億円 一定要件のもと借換可能	

中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種は、
中小企業庁ホームページ
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm
でご確認いただけます。
または、市町村・商工担当課、県・産業振興課にお問い合わせください。

※「責任共有」とは、信用保証のリスクを信用保証協会と金融機関が負担する制度です。「全部保証」とは信用保証協会が100%保証(金融機関のリスク負担はゼロ)する制度です。